

周南市下水道条例等の一部を改正する条例制定について

周南市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市下水道条例等の一部を改正する条例

(周南市下水道条例の一部改正)

第1条 周南市下水道条例（平成15年周南市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

(使用の態様の変更の届出)

第18条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他使用の態様の変更があったときは、規程で定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

第33条第9号中「第16条」の次に「、第18条の2」を加える。

別表備考を備考1とし、同表備考に次のように加える。

2 一般汚水とは、公衆浴場汚水及び温泉汚水以外の汚水をいい、公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、山口県知事により統制額を指定された公衆浴場から排除された汚水をいい、温泉汚水とは、温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を使用した汚水をいう。

(周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成15年周南市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第23条の次に次の1条を加える。

(使用の態様の変更の届出)

第23条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他使用の態様の変更があったときは、規程で定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

第36条第9号中「よる資料」の次に「及び第23条の2の規定による届出書」を加える。

別表中

「

須々万地区	須々万市地区農業集落排水施設	周南市大字須々万奥及び 大字須々万本郷の一部
	山手地区農業集落排水施設	

」

を

「

須々万地区	須々万地区農業集落排水施設	周南市大字須々万奥及び 大字須々万本郷の一部
-------	---------------	---------------------------

」

に改める。

(周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例(平成15年周南市条例第188号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第5項まで」の次に「、第18条の2」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市下水道条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案		
<p>第18条（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第33条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>（9）第4条第1項、第21条及び第29条の規定による申請書又は図書、第4条第2項本文、第10条、第13条、第15条、第16条及び第31条の規定による届出書、第18条第2項第3号の規定による申告書又は第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p>別表（第18条関係）</p> <table border="1" data-bbox="125 1294 969 1343"><tr><td>（略）</td></tr></table>	（略）	<p>第18条（略）</p> <p><u>（使用の態様の変更の届出）</u></p> <p><u>第18条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他使用の態様の変更があったときは、規程で定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。</u></p> <p>（罰則）</p> <p>第33条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>（9）第4条第1項、第21条及び第29条の規定による申請書又は図書、第4条第2項本文、第10条、第13条、第15条、第16条、<u>第18条の2</u>及び第31条の規定による届出書、第18条第2項第3号の規定による申告書又は第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p>別表（第18条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1133 1294 1977 1343"><tr><td>（略）</td></tr></table>	（略）
（略）			
（略）			

現行	改正案
<p data-bbox="159 280 226 308">備考</p> <p data-bbox="129 347 1099 512">使用者が、使用期中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの当該使用期の使用料は、基本料金に限り次に定めるところによる。</p> <div data-bbox="129 539 743 584" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div>	<p data-bbox="1162 280 1229 308">備考</p> <p data-bbox="1167 347 2107 512">1 使用者が、使用期中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの当該使用期の使用料は、基本料金に限り次に定めるところによる。</p> <div data-bbox="1135 539 1749 584" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p data-bbox="1167 616 2107 911">2 <u>一般汚水とは、公衆浴場汚水及び温泉汚水以外の汚水をいい、公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、山口県知事により統制額を指定された公衆浴場から排除される汚水をいい、温泉汚水とは、温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を使用した汚水をいう。</u></p>

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案
<p>第23条（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第36条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>（9）第8条第1項又は第9条第2項の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p>（10）（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>農業集落排水施設の名称等</p>	<p>第23条（略）</p> <p><u>（使用の態様の変更の届出）</u></p> <p><u>第23条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他使用の態様の変更があったときは、規程で定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。</u></p> <p>（罰則）</p> <p>第36条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>（9）第8条第1項又は第9条第2項の規定による資料及び<u>第23条の2の規定による届出書</u>で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p>（10）（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>農業集落排水施設の名称等</p>

現行			改正案		
地区	名称	設置区域	地区	名称	設置区域
須々万地区	須々万市地区農業集落排水施設	周南市大字須々万奥及び大字須々万本郷の一部	須々万地区	須々万地区農業集落排水施設	周南市大字須々万奥及び大字須々万本郷の一部
	山手地区農業集落排水施設				
(略)			(略)		

周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第3条の改正）

現行	改正案
<p>（準用規定）</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、施設の設置及び管理については、下水道条例第3条から第16条まで、第17条第2項から第5項まで、第19条から第22条まで、第26条、第27条及び第33条から第35条までの規定を準用する。</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、施設の設置及び管理については、下水道条例第3条から第16条まで、第17条第2項から第5項まで、<u>第18条の2</u>、第19条から第22条まで、第26条、第27条及び第33条から第35条までの規定を準用する。</p>